

令和5年6月13日

**ポーランド共和国に対する人道支援寄附金口座の開設期間延長
及び寄附金の送金（第14回）について**

本市では、令和4年4月14日から令和5年6月30日までを受付期間として、ポーランド共和国に対する人道支援寄附金口座を開設し、寄附金を受け付けているところですが、戦争の長期化により、ポーランドへの避難民に対する支援が引き続き必要な状況にあることから、口座開設期間を令和5年12月29日まで延長します。

また、第14回送金分として、令和5年6月13日に寄附金6,000円をポーランド共和国の避難民救援活動を支援している団体の寄附金口座に送金しました。

記

1 口座開設期間

現行：令和4年4月14日から令和5年6月30日まで

延長後：令和4年4月14日から令和5年12月29日まで

2 第14回送金日及び送金額

(1) 送金日：令和5年6月13日（火）

(2) 送金額：6,000円（令和5年5月1日から5月31日までの受付分）

第1回送金（5月17日）	4,682,420円
第2回送金（6月10日）	2,101,220円
第3回送金（7月12日）	574,144円
第4回送金（8月12日）	75,805円
第5回送金（9月13日）	36,760円
第6回送金（10月14日）	43,000円
第7回送金（11月14日）	112,000円
第8回送金（12月16日）	380,072円
第9回送金（1月16日）	532,273円
第10回送金（2月13日）	16,000円
第11回送金（3月13日）	118,000円
第12回送金（4月18日）	157,000円
第13回送金（5月15日）	61,000円
第14回送金（6月13日）	6,000円
合計	8,895,694円

3 送金先

駐日ポーランド共和国大使館から寄附先として紹介された、ポーランド共和国の避難民救援活動を支援している社会福祉法人福田会の寄附金口座

〔問い合わせ〕
総務部市長公室
次長兼室長 櫻 節郎
TEL：0220-22-2090（直通）